

カーテン定期メンテナンス業務委託契約

実施方針

1. 導入の背景及び目的等

当センターのカーテンについては、汚染が確認された場合に洗濯を実施しているが、定期的なクリーニングは実施されていない。

カーテンは病室や診察室、処置室等に設置され、患者や職員が日常的に接触する医療環境の一部であることから、カーテンの衛生状態を計画的・継続的に維持することを目的として、本調達の実施を検討しているため、情報提供依頼を行うものである。

2. 調達概要

(1) 業務概要

カーテン定期メンテナンス業務委託契約

(2) 履行場所（関連場所）

大阪府吹田市岸部新町 6-1 国立研究開発法人国立循環器病研究センター

(3) 契約期間（予定）

令和 8 年 7 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

(4) 業務内容

別紙仕様書案のとおり

3. 提供を求める資料

2. に示す業務概要を満たすカーテン定期メンテナンス業務委託契約について、提供可能な範囲で下記に掲げる一般的な参考資料その他の資料等の提供を求める。全ての項目に回答する必要は無い。

- ① 提供者に関する情報（会社案内等）
- ② 仕様書（案）に対する意見
- ③ 技術提案に関する参考資料（定価・導入実績等を含む）
- ④ 提案を実現するために必要なシステムに関する資料
- ⑤ 提案を実現するために必要な費用に関する資料（概算見積等）
- ⑥ 提案を実現するために必要な期間に関する資料

- ⑦ 提案を実現するために必要な資格等に関する資料
- ⑨ カタログ等
- ⑩ 消耗品、光熱水量に関する資料
- ⑪ その他必要と思われる資料

4. その他

- ① 提供者に対し、必要に応じ本提供資料の記載内容等についてヒアリング等を行う場合がある。
- ② 本案件にかかる内容は予定であり、検討の結果、変更又は調達が中止されることがある。

以上